

京都市図書館事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第1条中「新中央図書館建設構想推進室」の右に「，右京中央図書館建設室」を加える。

第2条中「，新中央図書館建設構想推進室」の右に「，右京中央図書館建設室」を加え，

「新中央図書館建設構想推進室

(1)新中央図書館建設構想の推進に係る企画及び立案に関すること。

(2)新中央図書館における図書館資料の調査及び選定に関すること。 を

(3)関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。 」

「新中央図書館建設構想推進室

(1)新中央図書館建設構想の推進に係る企画及び立案に関すること。

(2)新中央図書館における図書館資料の調査及び選定に関すること。

(3)関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。 に改める。

右京中央図書館建設室

(1)右京中央図書館の建設に係る企画及び立案に関すること。

(2)右京中央図書館における図書館資料の調査及び選定に関すること。

(3)関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。 」

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)